

平成 25 年 12 月 12 日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
会 長 松村 一

平成 26 年度税制改正大綱について

この度の与党税制改正大綱において、平成 27 年 4 月以降に新たに購入した自家用軽四輪乗用車に係る軽自動車税の税率が 1.5 倍に、二輪自動車などに係る軽自動車税が最大 2 倍に引き上げられる方針が出されたことについては、軽自動車ユーザー、二輪車ユーザーの負担が著しく増えることとなり、誠に残念である。

全軽自協は、今回の税制改正大綱を踏まえつつ、今後、多くの軽自動車ユーザーの税負担が軽減されるよう、引き続き努力していきたい。